

(地86)(健Ⅱ89)
令和2年5月1日

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

日本医師会副会長
今 村 聡



令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付について

今般、厚生労働事務次官より各都道府県知事に対し「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付について」の文書が発出され、本会に対しても、関連通知とともに情報提供がありました。

4月30日に成立した令和2年度補正予算に係る新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、令和2年4月28日付(地80)(健Ⅱ78)「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(案)について(情報提供)」にて、事前に貴会宛にご案内しておりました。

本交付金は事業計画を5月末までに提出することとされておりましたが、4月1日から実施している事業にさかのぼって適用することとなっております。交付金の公費は2,972億円であり、都道府県の負担する1/2の部分については、内閣府の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」により措置されることとなっております。なお、内閣府の交付金は地方単独事業も対象とするとのことです。

また、同封の事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の目安」において、参考として都道府県ごとの配分額の目安が示されておりますが、この配分額は都道府県ごとの上限を示すものではないことにご留意ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、本交付金の最大限の活用に向けた都道府県行政との調整や、貴会管下関係機関等への周知につき、ご高配のほどお願い申し上げます。

追って、下記の関連通知を同封しましたことを申し添えます。

記

- ・「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について」
- ・「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施に当たっての取扱いについて」
- ・「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の目安」
- ・「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱」

以上

厚生労働省発医政0430第1号
厚生労働省発健0430第5号
令和2年4月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付について

標記については、別紙「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱」により行うこととされ、令和2年4月1日から適用することとされたので、通知する。

なお、貴職から貴管内の市区町村に対して通知するとともに、関係機関等に周知するようお願いする。

別 紙

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱

(通則)

- 1 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}令第6号）^{労働省}の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 交付金は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することができるよう、都道府県の取組を包括的に支援することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 交付金の交付対象者は都道府県とし、令和2年4月30日医政発0430第5号・健発0430第1号厚生労働省医政局長健康局長連名通知の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱」により都道府県が行う事業及び市区町村や民間団体等で都道府県が適切と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業に要する経費のうち、4に定める事業実施計画に記載されたものを交付の対象とする。

(事業実施計画の作成及び提出)

- 4 交付金の交付を受けようとする都道府県知事は、市区町村、医療関係団体等の意見を聞いて、次に掲げる事項を記載した第1号様式による事業実施計画を作成し、交付の申請に際して、当該計画を厚生労働大臣に提出するものとする。

- (1) 事業実施計画を作成する都道府県の名称
- (2) 実施する事業の概要及び必要な経費
- (3) その他必要な事項

(申請手続)

- 5 交付金の交付の申請は、都道府県知事が、第2号様式による申請書に、事業実施計画その他の関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付額の算定方法)

- 6 交付金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 都道府県事業の場合

- ① 別表の第1欄に定める事業区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - ② ①により選定された額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（交付基本額）に第4欄に定める交付率を乗じて得た額を交付額とする。
- (2) 都道府県が補助する事業の場合
- ① 別表の第1欄に定める事業区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - ② ①により選定された額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（交付基本額）に第4欄に定める交付率を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付する。

(交付金の配分調整)

- 7 都道府県は、国から交付される交付金を事業者ごとに別表の事業区分を示して配分するものとし、その配分は次により調整するものとする。
- (1) 交付金の配分は、提出した事業実施計画の内容に基づき行うとともに、交付金の全事業区分の範囲内で調整する。
 - (2) 事業者配分する交付金の合計額は、全交付対象事業の合計額の範囲内で調整する。

(交付金の概算払)

- 8 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(変更申請手続)

- 9 交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合には、5に定める申請手続に従い、別に定める日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 10 厚生労働大臣は、5又は9に定める申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(交付の条件)

- 11 交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業実施計画を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで

この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、第4号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

- (8) 交付金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第6号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (9) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る交付金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた交付金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (10) 都道府県は、間接補助金に係る交付金を都道府県が適切と認める法人格を有する団体等に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

① (1) から (7) までに掲げる条件

この場合において、(1) から (3)、(5) 及び (7) の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、「第4号様式」とあるのは「第5号様式」と、(4) 中「50万円」とあるのは「30万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(4) 及び (7) 中「交付金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

- ② 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(11) 都道府県は、間接補助金に係る交付金を市区町村に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

① (1) から (8) までに掲げる条件

この場合において、(1) から (3)、(5) 及び (7) の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、「第4号様式」とあるのは「第5号様式」と、(4) 中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(4)、(7)、(8) 中「交付金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

② 市区町村が適切と認める法人格を有する団体等に間接補助金を交付する場合には、市区町村が以下の条件を付さなければならない旨の条件

ア (1) から (7) までに掲げる条件

この場合において、(1) から (3)、(5) 及び (7) の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「市区町村長」と、「国庫」とあるのは「市区町村」と、「第4号様式」とあるのは「第5号様式」と、(4) 中「50万円」とあるのは「30万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは「市区町村長の承認」と、(4) 及び (7) 中「交付金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

イ 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

③ 都道府県が付した条件に基づき市区町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。

(12) (10) 及び (11) の③により付した条件に基づき、都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(13) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(実績報告)

12 交付金の事業実績報告は、当該年度の事業が完了したときは、第3号様式による事業実績報告書に係る書類を添えて、翌年度6月末日（11の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

13 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

14 特別の事情により5、6、9及び12に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	1 / 2
新型コロナウイルス感染症対策事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	1 / 2
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	1 / 2
帰国者・接触者外来等設備整備事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	1 / 2
感染症検査機関等設備整備事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	1 / 2 （新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関（都道府県等を除く機関）については定額）
感染症対策専門家派遣等事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	1 / 2
新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料、補助及び交付金	1 / 2
DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、旅費、需用費（消耗品費、材料費、燃料費、食糧費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、補助及び交付金	1 / 2
新型コロナウイルスに感染した医師にかわり診療を行う医師派遣体制の確保事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料、補助及び交付金	1 / 2
医療搬送体制等確保事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（通信運搬費、保険料）、委託料	1 / 2
ヘリコプター患者	厚生労働大臣が必要と認	備品購入費、需用費（消耗品費、材料	1 / 2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
搬送体制整備事業	めた額	費)	
新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料、補助及び交付金	1 / 2
新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関に対する継続・再開支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	需用費（消耗品費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	1 / 2
医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	備品購入費、補助及び交付金	1 / 2

第1号様式

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

事業者名 印

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に関する事業実施計画
及び関係書類の提出について

標記について、次のとおり提出する。

- 1 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に関する事業実施計画
(別紙1)
- 2 事業の実施に要する経費に関する調書
(別紙2)
- 3 添付書類

第2号様式

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

事業者名 印

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付申請書

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額金 円
- 2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に関する事業実施計画 (別紙1)
- 3 事業の実施に要する経費に関する調書 (別紙2)
- 4 添付書類
 - ・歳入歳出予算書抄本

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に関する事業実施計画

都道府県名 ()

事業区分	事業概要	総事業費	うち国庫交付額
新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業			
新型コロナウイルス感染症対策事業			
	<ul style="list-style-type: none"> ・入院患者受入病床の確保見込み数 () 床 ・軽症者等の宿泊療養施設の確保見込み室数 () 室 		
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業			
帰国者・接触者外来等設備整備事業			
感染症検査機関等設備整備事業			
感染症対策専門家派遣等事業			
新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業			
DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業			
	<ul style="list-style-type: none"> ・DMAT・DPAT等医療チームの派遣見込みチーム数 () チーム 		
新型コロナウイルスに感染した医師にかわり診療を行う医師派遣体制の確保事業			
医療搬送体制等確保事業			
ヘリコプター患者搬送体制整備事業			
新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業			
新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関に対する継続・再開支援事業			
医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業			
合計			

事業の実施に要する経費に関する調査（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金）

事業区分	総事業費 (G)	事業における寄付金 その他収入額 (H)	別表の第2欄に定める 基準額 (A)	別表の第3に定める 対象経費の支出 予定額 (B)	選定額 (C) = (A) or (B)	総事業費から寄付金 その他収入額を 控除した額 (F) = (G) - (H)	公費補助額 (I) = (C) or (F) 千円未満切捨	都道府県 補助額 (J)	都道府県負担額	市町村負担額	別表の第4欄に定める 交付率 (K)	国庫交付額 (I) * (K)	備考
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円	
新型コロナウイルス感染症に関する 相談窓口設置事業					0	0	0				1/2	0	
新型コロナウイルス感染症対策事業					0	0	0				1/2	0	
新型コロナウイルス感染症患者等入院 医療機関設備整備事業					0	0	0				1/2	0	
帰国者・接触者外来等設備整備事業					0	0	0				1/2	0	
感染症検査機関等設備整備事業（都 道府県、政令市、特別区）					0	0	0				1/2	0	
感染症検査機関等設備整備事業（新 型コロナウイルス感染症の検査を実施 する機関（都道府県等を除く機 関））					0	0	0				定額補助	0	
感染症対策専門家派遣等事業					0	0	0				1/2	0	
新型コロナウイルス重症患者を診療 する医療従事者派遣体制の確保事業					0	0	0				1/2	0	
DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業					0	0	0				1/2	0	
新型コロナウイルスに感染した医師 にかわり診療を行う医師派遣体制の 確保事業					0	0	0				1/2	0	
医療搬送体制等確保事業					0	0	0				1/2	0	
ヘリコプター患者搬送体制整備事業					0	0	0				1/2	0	
新型コロナウイルス感染症の影響に 対応した医療機関の地域医療支援体 制構築事業					0	0	0				1/2	0	
新型コロナウイルス感染症により休 業等となった医療機関に対する継 続・再開支援事業					0	0	0				1/2	0	
医療機関における新型コロナウイル ス感染症の外国人患者受入れのため の設備整備事業					0	0	0				1/2	0	
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	

第3号様式

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

事業者名 印

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の事業実績報告書

年 月 日厚生労働省発医政 第 号・厚生労働省発健康 第 号をもって交付決定を受けた新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 金 円
- 2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に関する事業実施実績
(別紙1)
- 3 事業の実施に要した経費精算額算出内訳
(別紙2)
- 4 添付書類
 - ・歳入歳出決算書抄本
 - ・別紙2に掲げる対象経費の支出額を証する資料
 - ・総事業費及び寄付金その他収入額を証する資料
 - ・契約書の写し、納品書の写し等

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に関する事業実績

都道府県（事業者）名（ ）

事業区分	事業概要	総事業費	うち国庫交付額
新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業			
新型コロナウイルス感染症対策事業			
	・入院患者受入病床の確保数（ ）床 ・軽症者等の宿泊療養施設の確保室数（ ）室		
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業			
帰国者・接触者外来等設備整備事業			
感染症検査機関等設備整備事業			
感染症対策専門家派遣等事業			
新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業			
DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業			
	・DMAT・DPAT等医療チームの派遣チーム数（ ）チーム		
新型コロナウイルスに感染した医師にかわり診療を行う医師派遣体制の確保事業			
医療搬送体制等確保事業			
ヘリコプター患者搬送体制整備事業			
新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業			
新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関に対する継続・再開支援事業			
医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業			
合計			

事業の実施に要した経費精算額算出内訳（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金）

都道府県（事業者）名（ ）

事業区分	総事業費 (G)	事業における寄付金 その他収入額 (H)	別表の第2欄に定める 基準額 (A)	別表の第3に定める 対象経費の実支出額 (B)	選定額 (C) = (A) or (B)	総事業費から寄付金 その他収入額を控除した額 (F) = (G) - (H)	公費補助額 (I) = (C) or (F) 千円未満切捨	都道府県補助額 (J)	都道府県負担額	市町村負担額	別表の第4欄に定める 交付率 (K)	国庫交付額 (L) = (I) or (J) * (K)	国庫補助金 受入済額 (M)	差引過△ 不足額 (M) - (L)	備 考
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	
新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業					0	0	0				1/2	0			
新型コロナウイルス感染症対策事業					0	0	0				1/2	0			
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業					0	0	0				1/2	0			
帰国者・接触者外来等設備整備事業					0	0	0				1/2	0			
感染症検査機関等設備整備事業（都道府県、政令市、特別区）					0	0	0				1/2	0			
感染症検査機関等設備整備事業（新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関（都道府県等を除く機関））					0	0	0				定額補助	0			
感染症対策専門家派遣等事業					0	0	0				1/2	0			
新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業					0	0	0				1/2	0			
DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業					0	0	0				1/2	0			
新型コロナウイルスに感染した医師にかわり診療を行う医師派遣体制の確保事業					0	0	0				1/2	0			
医療搬送体制等確保事業					0	0	0				1/2	0			
ヘリコプター患者搬送体制整備事業					0	0	0				1/2	0			
新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業					0	0	0				1/2	0			
新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関に対する継続・再開支援事業					0	0	0				1/2	0			
医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業					0	0	0				1/2	0			
合 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	

第4号様式

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

事業者名 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日厚生労働省発医政 第 号・厚生労働省発健康 第 号をもって交付決定を受けた令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。

記

1 事業区分及び施設の名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）

金 _____ 円

4 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

第5号様式

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

間接補助事業者名 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日第 号で交付決定を受けた〇〇〇補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業区分及び施設の名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 _____ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）
金 _____ 円
- 4 添付書類
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金調書

厚生労働省所管

(事業者名)

国		地方公共団体										備考
予算科目	交付決定の額	歳入			歳出							
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額		支出済額		翌年度繰越額		
						うち補助金相当額	うち補助金相当額	うち補助金相当額	うち補助金相当額			
	円		円	円		円	円	円	円	円	円	
(項) 感染症対策費												
(目) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金												

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金についての調書の作成は、本表に準じること。この場合において地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助額を内書()をもって附記すること。

医政発0430第5号
健発0430第1号
令和2年4月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)
厚生労働省健康局長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について

新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等について、都道府県の取組を包括的に支援するため、今般、別紙のとおり「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱」を定め、令和2年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、貴職から貴管内の市区町村に対して通知するとともに、関係機関等に周知するようお願いする。

別紙

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱

1 目的

新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することができるよう、都道府県の取組を包括的に支援することを目的とする。

2 実施主体

- (1) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（以下「事業」という。）の実施主体は、都道府県とする。都道府県は、その責任の下に事業を実施するものとする。
- (2) 都道府県は、地域の実情に応じ、市区町村や民間団体など、当該都道府県が適切と認める者に事業を補助又は助成等により実施することができる。この場合において、補助等を行う都道府県は、補助等による事業実施及び補助先の選定に対して責任を有するとともに、補助先等と密接に連携を図り、事業の実施状況の把握を行い、より効果的な事業となるよう取り組むとともに、事業全体の執行及び管理について、責任を持って実施すること。

3 事業内容

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業

ア 目的

帰国者・接触者相談センターなど新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口の設置について支援を行うことにより、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

イ 実施者

都道府県、政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市をいう。以下同じ。）及び特別区

ウ 内容

帰国者・接触者相談センターなど新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口を設置する。

エ 留意事項

本事業の対象施設は、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和2年2月1日厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡）に基づき設置された帰国者・接触者相談センター及びこれに準じて今般の新型コロナウイルス感染症に対応するために新たに設置した相談窓口とする。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業

ア 目的

新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保等について支援を行うことに

より、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

イ 実施者

都道府県、政令市及び特別区

ウ 内容

新型コロナウイルス感染症患者等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等に基づき当該患者を入院させるに当たって、病床確保、消毒、搬送、患者対応に伴い深夜勤務となる医療従事者の宿泊施設確保等を行うとともに、新型コロナウイルス感染症患者を診察した医療機関において、消毒等を行う。

また、新型コロナウイルス感染症患者等であって、高齢者や基礎疾患を有する者など以外の方で、症状がない又は医学的に症状が軽い方（以下「軽症者等」という。）について、自宅療養及び宿泊療養を行う場合、健康管理、宿泊療養が可能な施設等の確保、宿泊施設における運営等を行う。

エ 留意事項

- (ア) 病床確保の対象施設は、「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月9日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等を入院させる医療機関とする。
- (イ) 病床確保の対象となる病床は、感染症指定医療機関における感染症病床以外の病床又は感染症指定医療機関以外の医療機関の病床であって、「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月9日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等の入院のために確保するものとして、都道府県等が厚生労働省に協議した病床に限るものとする。
- (ウ) 医療従事者の宿泊施設確保の対象は、医療機関があらかじめ契約等により指定する宿泊施設であって、医療従事者が新型コロナウイルス感染症患者の対応のため業務が深夜に及んだ場合、若しくは基礎疾患を有する家族等と同居しており帰宅することが困難である場合等に限るものとする。
- (エ) 軽症者等の対応については、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等に基づき実施すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業

ア 目的

新型コロナウイルス感染症について、国は都道府県に対し、必要に応じて適切な医療の提供を確保するよう依頼しているところである。これに基づき都道府県が確保した、新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療を提供する医療機関（以下「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関」という。）において、入院患者に対する医療を提供する中で病床及び医療資器材の不足が生じ、迅速かつ適切な医

療の提供ができなくならないようにするため、必要な病床及び医療資器材等についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図ることを目的とする。

イ 実施者

都道府県及び新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関

ウ 内容

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関の設備整備を支援する。

エ 整備対象設備

- (ア) 新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品購入費
- (イ) 人工呼吸器及び付帯する備品
- (ウ) 個人防護具 (マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)
- (エ) 簡易陰圧装置
- (オ) 簡易ベッド
- (カ) 体外式膜型人工肺及び付帯する備品
- (キ) 簡易病室及び付帯する備品

オ 留意事項

- (ア) 個人防護具の整備にあたっては、各品目の規格に関する一例を別添に示したので、整備する際は参考にされたい。また、個人防護具の整備にあたっては、適切に管理すること。
- (イ) 事業実施にあたっては、対象医療機関が通常使用している医療資器材について事前に把握し、医療従事者が支障なく使用できるよう考慮すること。

(4) 帰国者・接触者外来等設備整備事業

ア 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、疑い例を診察する帰国者・接触者外来等を設置することにより、国民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止することを目的とする。

イ 実施者

都道府県及び帰国者・接触者外来等

ウ 内容

帰国者・接触者外来等の設備整備を支援する。

エ 整備対象設備

- (ア) H E P Aフィルター付き空気清浄機
- (イ) H E P Aフィルター付きパーテーション
- (ウ) 個人防護具 (マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)
- (エ) 簡易ベッド

(オ) 簡易診療室及び付帯する備品

オ 留意事項

(ア) 対象施設は、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和2年2月1日厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡）に基づき設置された帰国者・接触者外来及び感染症専用の外来部門とする。

(イ) 個人防護具の整備にあたっては、各品目の規格に関する一例を別添に示したので、整備する際は参考にされたい。また、個人防護具の整備にあたっては、適切に管理すること。

(5) 感染症検査機関等設備整備事業

ア 目的

地方衛生研究所等における検査機器の導入を支援することにより、新型コロナウイルス感染症の検査体制を整備することを目的とする。

イ 実施者

都道府県、政令市、特別区及び新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関（都道府県等を除く機関）

ウ 内容

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第4項の規定により都道府県、政令市及び特別区が行う検査に必要な設備を整備する。また、新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関が行う設備整備を支援する。

エ 整備対象設備

(ア) 次世代シーケンサー

(イ) リアルタイムPCR装置

(ウ) 等温遺伝子増幅装置

オ 留意事項

新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関が行う設備整備については、事前に厚生労働省と調整すること。

(6) 感染症対策専門家派遣等事業

ア 目的

新型コロナウイルス感染症の小規模患者クラスター（集団）が一部地域で発生するなど早急に感染拡大防止対策を講じる必要が生じた場合に、感染症対策に係る専門家の派遣や、専門家等の下で現場での活動を行うための情報共有や意見交換等を行うことにより、感染拡大の防止を図ることを目的とする。

イ 実施者

都道府県、政令市及び特別区

ウ 内容

感染症が発生した場合に、感染地域における感染拡大を防止するため、速やかに外部から感染症対策に係る専門家を派遣できる体制を構築する。また、感染症対策

に係る専門家等の下で、現場での活動を行うための情報共有や意見交換を行い、必要に応じて助言等の技術的支援を行う。

エ 留意事項

事業実施に当たっては、事前に厚生労働省と調整を行い、必要に応じて厚生労働省が派遣する専門家等と連携すること。

(7) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業

ア 目的

新型コロナウイルス感染症重症患者の治療を行うために必要な医療機器（人工呼吸器及び体外式膜型人工肺）を正しく扱える知識を持った医師等医療従事者を派遣することにより、新型コロナウイルス感染症重症患者に対応可能な医療提供体制を確保することを目的とする。

イ 実施者

都道府県、市区町村及びその他厚生労働大臣が認める者

ウ 内容

都道府県の調整のもと、新型コロナウイルス感染症重症患者が入院している医療機関（派遣先）において当該患者の診療に従事するため、新型コロナウイルス感染症重症患者の治療に必要な医療機器を正しく扱える知識を持った医師等医療従事者の派遣を行う医療機関（派遣元）を対象に、その派遣実績に応じて支援を行うものとする。

エ 留意事項

(ア) 派遣先は、「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について（改訂）」（令和2年3月26日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の別添資料において定める「重症者」が入院している医療機関とする。

(イ) 派遣される医療従事者は、人工呼吸器または体外式膜型人工肺に関する臨床上の十分な経験や研修の受講実績がある者とする。

(8) DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業

ア 目的

新型コロナウイルス感染症患者が増加し、通常の都道府県内の医療提供体制において当該患者への対応が困難、又はその状況が見込まれる場合に、DMAT・DPAT等の医療チーム（以下「医療チーム」という。）を都道府県調整本部等へ派遣することで、新型コロナウイルス感染症患者に円滑に対応できる医療提供体制を確保することを目的とする。

イ 実施者

都道府県、市区町村及びその他厚生労働大臣が認める者

ウ 内容

都道府県の調整のもと、医療チームを都道府県調整本部等へ派遣し、新型コロナ

ウイルス感染症患者に係る搬送先医療機関の選定や搬送手段の調整の支援を行うとともに、特に重症度が高い患者については医療チーム隊員同伴での搬送を行う。また、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症患者が増加している医療機関等への医療チーム派遣による医療提供及びその調整を行う。

エ 留意事項

事業の実施に当たっては、各都道府県における新型コロナウイルス感染症患者の増加の状況に見合う規模とするものとする。

(9) 新型コロナウイルスに感染した医師にかわり診療を行う医師派遣体制の確保事業

ア 目的

医療機関に勤務する医師が新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む）し診療が行えなくなった場合でも、継続した診療が行えるよう他の医療機関から医師の派遣を行い、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

イ 実施者

都道府県、市区町村及びその他厚生労働大臣が認める者

ウ 内容

新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む）し診療を行うことができなくなった医師が勤務する医療機関（派遣先）において代わりに診療に従事するため、医師の派遣を行う医療機関（派遣元）に対して、その派遣実績に応じて支援を行うものとする。

エ 留意事項

派遣期間は、新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む）した医師が、その治療又は就業制限のため、勤務している医療機関において診療に従事することができない期間とする。

(10) 医療搬送体制等確保事業

ア 目的

都道府県内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門に患者搬送コーディネーターの配置を行い、広域搬送体制の整備等を行うことにより新型コロナウイルス感染症に対応する医療提供体制を確保することを目的とする。

イ 実施者

都道府県

ウ 内容

新型コロナウイルス感染症患者の搬送を行うため、都道府県内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門に「患者搬送コーディネーター」を配置し、患者の状態を考慮した上で搬送の是非に係る判断、搬送先の選定を行い、必要に応じて、患者の搬送を行うものとする。

エ 留意事項

新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む。）の搬送の場合は、都道府県を越えた患者の搬送であって他の搬送手段によることができないものを対象とする。

(11) ヘリコプター患者搬送体制整備事業

ア 目的

新型コロナウイルス感染症患者をドクターヘリ等のヘリコプターで搬送できるようにすることにより、特に島しょ部やへき地における搬送、状況や重症度によっては都道府県を越えた搬送にも対応した搬送体制を整備することを目的とする。

イ 実施者

都道府県

ウ 内容

ドクターヘリ等のヘリコプターにおける新型コロナウイルス感染症患者の広域搬送を可能とするため、当該患者を隔離搬送するために感染防止に必要な設備（交換用消耗品を含む）の整備を支援する。

エ 整備対象設備等

- (ア) 新型コロナウイルス感染症患者を隔離搬送するために開発されたバッグ
- (イ) 当該患者を搬送する都度で必要となる、当該バッグに係る交換用消耗品

(12) 新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業

ア 目的

新型コロナウイルス感染症患者が増加した場合において、地域で維持する必要がある医療機能を担う医療機関に自院の医師等の医療従事者を派遣する医療機関に対して支援を行うことにより、救急医療等の地域医療体制を継続することを目的とする。

イ 実施者

都道府県、市区町村及びその他厚生労働大臣が認める者

ウ 内容

医師等が新型コロナウイルス対応に従事するために他の医療機関に応援に行き、又は自院の新型コロナウイルス対応に従事しているため、厳しい診療状況となっている医療機関（派遣先）に、都道府県の定める計画に基づき、都道府県の登録を受けた医師等を派遣する医療機関（派遣元）に対して、派遣実績に応じて支援を行うものとする。

エ 留意事項

- (ア) 派遣先の医療機関は、救命救急センター、二次救急医療機関、へき地医療拠点病院、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院とする。
- (イ) 派遣元は、医療機関として、1か月のべ5日以上（派遣先の常勤医師等の勤務時間に準ずる）の派遣を行うこと。
- (ウ) 補助対象となる派遣期間は2か月間を上限とする。

- (エ) 都道府県において、派遣元から医師等が派遣された実績を確認した上で支援を行う。派遣元が派遣する医師等について、当該派遣期間の雇用調整助成金を受給する場合は雇用調整助成金分を控除して支援を行う。
- (オ) 補助対象となる派遣人数の上限は、派遣先において新型コロナウイルス対応に従事することにより地域で維持する必要がある医療機能に従事できない医師等の数とする。

(13) 新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関に対する継続・再開支援事業

ア 目的

新型コロナウイルス感染により休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関に対して、継続・再開の支援を行うことにより、地域において必要な診療機能を維持することを目的とする。

イ 実施者

都道府県、市区町村及びその他厚生労働大臣が認める者

ウ 内容

新型コロナウイルス感染により、休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関の継続・再開時に必要な整備を支援する。

エ 整備対象設備等

(ア) H E P Aフィルター付き空気清浄機

(イ) 消毒経費

ただし、(ア) については歯科診療所を除く。

(14) 医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業

ア 目的

外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関において、新型コロナウイルス感染症の疑いのある外国人が医療機関を適切に受診できる環境を確保することを目的とする。

イ 実施者

都道府県が選出する外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関であって、かつ、新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う医療機関として厚生労働大臣が認める者

ウ 内容

新型コロナウイルス感染症疑いのある患者がそれ以外の疾患の患者と接触しないように設けられた動線に確実に誘導するとともに、院内感染防止上必要な情報を提供するため、多言語の看板や電光掲示板等を医療機関内の次に掲げるような場所に整備することを支援する。

(ア) 医療機関の入口等、患者が医療機関を訪れる際にはじめに立ち寄る場所

(イ) 新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者が待機する場所

エ 留意事項

(ア) 「都道府県が選出する外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」とは、平成31年3月26日医政総発 0326 第3号・観参第800号厚生労働省医政局総務課長・観光庁外客受入担当参事官通知「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入体制に係る情報の取りまとめについて（依頼）」に基づき都道府県が選出した医療機関もしくは選出を予定している医療機関をいう。

(イ) 「新型コロナウイルス感染症患者等の受入れを行う医療機関」とは、次に掲げる医療機関とする。

① 帰国者・接触者外来を設置している又は設置を予定している医療機関

② 入院を要する救急患者に対応可能な次の医療機関

・ 感染症指定医療機関

・ 「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月9日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）等に基づき、新型コロナウイルス感染症の患者等のための病床を確保している、もしくは、都道府県の調整等に応じて入院患者等の受入を行う意向がある医療機関

(ウ) (イ) の①及び②の交付対象機関は、合計で、各都道府県で定める二次医療圏の数に1を加えた数を超えないものとする。

事務連絡
令和2年4月30日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経理室
厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の
実施に当たっての取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について」（令和2年4月30日医政発0430第5号・健発0430第1号厚生労働省医政局長健康局長連名通知）により、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱について通知したところですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により地方負担分に対して交付金が交付されること等に鑑み、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の補助の対象となる上限額等の取扱いを下記のとおりまとめましたので、御了知の上、適切に事業を実施していただくようお願いいたします。

記

○新型コロナウイルス感染症対策事業

【上限額】

病床確保料

- ・ ICU内の病床を確保する場合 1床当たり 97,000 円／日
- ・ 人工呼吸器を使用して重症患者を受け入れるために
病床を確保する場合 1床当たり 41,000 円／日
- ・ 上記以外の場合 1床当たり 16,000 円／日

宿泊施設借上げ費の室料 1室当たり 13,100 円／日

食費 1食当たり 1,500 円（飲料代及び配送費は除く）

1日当たり 4,500 円（飲料代及び配送費は除く）

【対象外経費】

軽症者等に対して電話等情報通信機器による診療等を行うためのソフトウェアの導入・使用に係る費用は対象経費から除く。

○新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業

【上限額】

- ・ 初度設備費
1床当たり 133,000円
- ・ 人工呼吸器及び付帯する備品
1台当たり 5,000,000円
- ・ 個人防護具
1人当たり 3,600円
- ・ 簡易陰圧装置
1床当たり 4,320,000円
- ・ 簡易ベッド
1台当たり 51,400円
- ・ 体外式膜型人工肺及び付帯する備品
1台当たり 21,000,000円
- ・ 簡易病室及び付帯する備品
実費相当額
※簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいう。

○帰国者・接触者外来等設備整備事業

【上限額】

- ・ HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）
1施設当たり 905,000円
- ・ HEPA フィルター付パーテーション
1台当たり 205,000円
- ・ 個人防護具
1人当たり 3,600円
- ・ 簡易ベッド
1台当たり 51,400円
- ・ 簡易診療室及び付帯する備品
実費相当額

※簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。

○新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業

【上限額】

- ・ 医師 1人1時間当たり 7,550円
- ・ 医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 2,760円

○DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業

【上限額】

(医療チーム派遣経費)

- ・ 医師 1人1時間当たり 7,550円
- ・ 医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 2,760円
- ・ 業務調整員 1人1時間当たり 1,560円

(医療チーム活動費)

実費相当額

※医療チーム活動費とは、個人防護具、医薬品、医療用消耗品、一般消耗品の購入など、医療チームが新型コロナウイルス感染症患者に対応するために必要な費用をいう。

○新型コロナウイルスに感染した医師にかわり診療を行う医師派遣体制の確保事業

【上限額】

- ・ 医師 1人1時間当たり 7,550円

○医療搬送体制等確保事業

【上限額】

(患者搬送コーディネーター経費、患者搬送同乗者経費)

- ・ 医師 1人1時間当たり 7,550円
- ・ 医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 2,760円

(患者搬送費)

実費相当額

○ヘリコプター患者搬送体制整備事業

【上限額】

- ・ 隔離搬送用バッグ購入費 ヘリコプター 1 台当たり 300,000 円
- ・ 上記に係る交換用消耗品 1 搬送当たり 116,000 円

○新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業

【上限額】

- ・ 医師 1 人 1 時間当たり 2,265 円
- ・ 医師以外の医療従事者 1 人 1 時間当たり 562 円

○新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関に対する継続・再開支援事業

【上限額】

- ・ HEPA フィルター付空気清浄機 購入額の 1/2 (事業者負担が 1/2)
 ※購入額の上限は 1 台当たり 905,000 円
 ※1 施設当たりの上限は 2 台
- ・ 消毒費用等 総事業費の 1/2 (事業者負担が 1/2)
 ※総事業費の上限は 1 施設当たり 600,000 円

○医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業

【上限額】

- ・ 1 施設当たり 1,083,000 円とし、入院を要する救急患者に対応可能な感染症指定医療機関等の場合は、1 か所に限り 429,000 円を加算する。

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課
健康局総務課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の目安

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、参考として、仮に予算額を都道府県ごとの推計患者数によって按分した場合の都道府県ごとの配分額の目安をお知らせいたします。

〔参考〕

仮に予算額を都道府県ごとの推計患者数によって按分した場合の都道府県ごとの配分額の目安

都道府県	億円	都道府県	億円	都道府県	億円
北海道	63	石川県	13	岡山県	23
青森県	16	福井県	9	広島県	33
岩手県	15	山梨県	10	山口県	17
宮城県	27	長野県	25	徳島県	9
秋田県	12	岐阜県	24	香川県	12
山形県	13	静岡県	44	愛媛県	17
福島県	23	愛知県	87	高知県	9
茨城県	34	三重県	21	福岡県	60
栃木県	23	滋賀県	16	佐賀県	10
群馬県	23	京都府	30	長崎県	16
埼玉県	85	大阪府	103	熊本県	21
千葉県	73	兵庫県	65	大分県	14
東京都	157	奈良県	16	宮崎県	13
神奈川県	106	和歌山県	12	鹿児島県	19
新潟県	27	鳥取県	7	沖縄県	16
富山県	13	島根県	8		

※ 以下により算出

① 都道府県ごとの新型コロナウイルス感染症の推計患者数

「新型コロナウイルスの患者数が大幅に増えたときに備えた医療提供体制等の検討について(依頼)」(令和2年3月6日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)により、各都道府県に示した患者数推計の基となった「感染症対策に資する数理モデル研究の体制構築と実装」(研究代表者：西浦博)の新型コロナウイルス感染症の流行シナリオ(R_0 (基本再生産数) = 1.7)に沿って推計患者数(累積)を算出

② 交付金の予算額：1490.3億円程度

③ ②を①で按分して、都道府県ごとの配分額の目安を算出

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱

令和 2 年 5 月 1 日
府 地 創 第 1 2 7 号
消 地 協 第 1 1 3 号
総 行 政 第 1 0 3 号
入 管 庁 支 第 1 6 1 号
2 文 科 政 第 2 5 号
厚生労働省発会 0430 第 2 号
2 農 振 第 2 8 4 号
20200428 財 地 第 4 号
国 総 政 第 3 号

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、基本的な枠組みを定める。

第 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の目的

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和 2 年 4 月 7 日閣議決定。以下「緊急経済対策」という。）の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、地方公共団体が作成した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画（以下「実施計画」という。）に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図ることを目的とする。

第 2 用語の定義等

1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

実施計画に基づく事業に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費に充てるため、国が交付する交付金をいう。

2 交付対象者

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「交付金」という。）の交付対象者は、都道府県及び市町村（特別区を含む。）（以下「地方公共団体」という。）とする。

3 交付対象事業

交付金の交付対象事業は、次に掲げる基準に適合する事業とする。

- 一 実施計画を作成する地方公共団体（以下「実施計画作成地方公共団体」という。）が、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業（緊急経済対策に対応した事業）の実施に要する費用の全部又は一部を負担する事業であること。
- 二 国の補助事業等にあつては別表に定める事業で国の令和2年度一般会計補正予算（第1号）に計上される事業又は国の令和元年度当初予算に計上された予備費により実施される事業（「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」（令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）又は「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 ー第2弾ー」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に係るもので、地方公共団体の令和2年度予算に計上されたものに限る。）、地方単独事業にあつては地方公共団体の令和2年度当初予算又は補正予算に計上され、実施される事業（令和2年度当初予算に計上された事業にあつては、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援に特に必要と認められるものに限る。）又は令和2年度予算に計上された予備費により実施される事業であること。
- 三 令和2年4月1日以降に実施される事業であること。

4 交付対象経費

交付金の交付対象経費は、交付対象事業に要する費用のうち実施計画作成地方公共団体が負担する費用とする。

第3 実施計画の作成及び提出

1 実施計画の作成及び提出

交付金の交付を受けようとする一の地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した一の実施計画を作成し、当該計画を内閣総理大臣に提出するものとする。

- 一 実施計画作成地方公共団体の名称
- 二 交付対象事業の名称及び事業の概要
- 三 交付対象事業の区分（「感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発」、「雇用の維持と事業の継続」、「次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復」、「強靱な経済構造の構築」の別）
- 四 交付対象事業と緊急経済対策との関係
- 五 交付対象事業に要する費用及び交付対象経費
- 六 事業実施期間
- 七 その他必要な事項

2 実施計画の変更

地方公共団体は、実施計画に変更が生じた場合には、別に定めるところにより内閣総理大臣に報告するものとする。

第4 配分計画の作成

内閣総理大臣は、地方公共団体から前項の規定に基づく実施計画の提出を受けた場合には、当該実施計画における交付対象経費について判断し、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める大臣（以下「交付担当大臣」という。）と協議し、交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる交付金の総額を明らかにして、配分計画を作成する。この場合、各地方公共団体の交付金の総額は、別紙により算出される地方公共団体ごとの交付限度額以内となることを勘案して定めるものとする。ただし、特別区については、すべての特別区の存する区域を一の市町村とみなして算出した交付限度額以内となることを勘案して、すべての特別区分を合算した額として定めるものとし、各特別区の交付金の総額については、別途都が定めるものとする。

- 1 当該地方公共団体の交付対象経費に係る交付対象事業が別表（い）欄に掲げる事業のみであり、かつ、当該各交付対象事業について、同表（ろ）欄の当該各項に定める大臣が一のみである場合 当該大臣
- 2 1 以外の場合 総務大臣

第5 交付金予算額の移替え

内閣総理大臣は、第4により作成した配分計画について、交付担当大臣と連名で財務大臣の承認を得て、配分計画に基づき、交付金の予算を関係行政機関へそれぞれ移し替えるものとする。

第6 交付金の交付

交付金の交付事務は、交付担当大臣がその定めるところにより行う。

第7 関係行政機関の連携強化

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、実施計画の適正な実施のため、交付金による事業の実施に係る情報の共有を図るものとする。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、交付金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

別表 対象事業

(い)	(ろ)
交付対象事業	交付対象事業を 所管する大臣
沖縄振興特定事業推進費補助金	内閣総理大臣
子ども・子育て支援交付金	内閣総理大臣
特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	内閣総理大臣
地方消費者行政強化交付金	内閣総理大臣
無線システム普及支援事業費等補助金 (高度無線環境整備推進事業に限る)	総務大臣
外国人受入環境整備交付金	法務大臣
学校施設環境改善交付金 (公立学校施設の衛生環境の改善及び安全で安心してスポーツができる体育館・武道場の施設整備に係るものに限る)	文部科学大臣
教育支援体制整備事業費補助金 (補習等のための指導員等派遣事業(学力向上を目的とした学校教育活動の支援)に限る)	文部科学大臣
学校保健特別対策事業費補助金 (感染症対策のためのマスク等購入支援事業及び特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業に限る)	文部科学大臣
公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金	文部科学大臣
公立学校情報機器整備費補助金 (学校からの遠隔学習機能の強化事業及びGIGAスクールサポーター配置支援事業に限る)	文部科学大臣
学校臨時休業対策費補助金	文部科学大臣
地方スポーツ振興費補助金 (スポーツによる地域活性化推進事業(地域スポーツコミッションの活動再開支援事業)に限る)	文部科学大臣
文化芸術振興費補助金 (文化施設の感染症防止対策事業に限る)	文部科学大臣
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	厚生労働大臣
次世代育成支援対策施設整備交付金	厚生労働大臣
地域自殺対策強化交付金 (地域自殺対策強化事業のうち新型コロナウイルス感染症に対応した対面相談事業、電話相談事業、SNS相談事業及び深夜電話相談強化事業に限る)	厚生労働大臣
障害者総合支援事業費補助金 (障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業、障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業、在宅障害者等に対する安否確認等支援事業、特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業、就労系障害福祉サービス等の機能強化事業、障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業、新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域活動支援センターや日中一時支援事業の受け入れ体制強化等及び障害福祉分野のICT導入モデル事業に限る)	厚生労働大臣

別表 対象事業

(い)	(ろ)
交付対象事業	交付対象事業を 所管する大臣
社会福祉施設等施設整備費補助金 (障害者支援施設等の多床室の個室化に要する改修事業(障害児入所施設又は救護施設を除く)に限る)	厚生労働大臣
精神保健対策費補助金 (新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援事業に限る)	厚生労働大臣
介護保険事業費補助金 (新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業及び通いの場の活動自粛下における介護予防のための広報支援事業に限る)	厚生労働大臣
6次産業化市場規模拡大対策整備交付金 (輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設整備の緊急支援事業、大径原木加工施設整備緊急対策及びコメ・コメ加工品輸出拡大緊急対策整備事業に限る)	農林水産大臣
農業・食品産業強化対策整備交付金 (国産農畜産物供給力強靱化対策に限る)	農林水産大臣
担い手育成・確保等対策地方公共団体事業費補助金 (農業労働力確保緊急支援事業のうち農業機械等導入事業に限る)	農林水産大臣
中小企業経営支援等対策費補助金 (地域企業再起支援事業費に限る)	経済産業大臣
奄美群島振興交付金	国土交通大臣
小笠原諸島振興開発費補助金	国土交通大臣
訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金	国土交通大臣
訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金	国土交通大臣

別紙

各地方公共団体の交付限度額は、国の補助事業等の地方負担分の算定額と地方単独事業分の算定額の合計額とする。

1 国の補助事業等の地方負担分

国の令和2年度一般会計補正予算（第1号）又は令和元年度当初予算に計上された予備費により実施される事業（「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」（令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部）又は「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 ー第2弾ー」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部）に係るもので、地方公共団体の令和2年度予算に計上されたものに限る。）の地方負担額を基礎として、別に定める算定率を用いて、以下のとおり算定した額とする。

なお、別表に定められた国庫補助事業等の他、国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められている国庫補助事業等の地方負担額についても算定対象とする。

緊急経済対策に基づく国の令和2年度補正予算及び令和元年度予備費第1弾・第2弾により実施する国庫補助事業等の地方負担額（地方公共団体の令和2年度予算に計上されたものに限る。）
× 算定率
の合計額

2 単独事業分

（1）都道府県

下記の算式により算定した額とする（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）。

算式

$$4,800 \text{ 円} \times \text{人口} \times (0.5 \times A \times B \times \alpha + 0.5 \times C \times \beta) \times D$$

人口：国勢調査令によって調査した平成27年10月1日現在における当該都

道府県の人口をいう。ただし、普通交付税に関する省令附則第 21 条の規定が適用される団体については、適用後の人口をいう。

算式の符号

A：次の表の都道府県区分に対応する率

都道府県区分	率
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）により、特定警戒都道府県とされた都道府県	1.2
都道府県人口（国勢調査令によって調査した平成 27 年 10 月 1 日現在における人口をいう。以下同じ。）に占める新型コロナウイルス感染症の感染者数の割合が全国人口に占める感染者数（令和 2 年 4 月 16 日現在の感染者数をいう。以下同じ。）の割合（人口 1 万人あたり 0.71 人）を超えた都道府県	1.1
その他の都道府県	1.0

B：新型コロナウイルス感染症患者が大幅に増えた場合に推計されるピーク時の医療需要に係る係数として次の算式により算定した数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$(a + b + c) \times \frac{1}{3}$$

算式の符号

a：ピーク時において 1 日あたり新たに新型コロナウイルス感染症を疑って外来を受診する患者数に係る指数

算式

$$a' / 0.00330863$$

（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

$$a' : ((0-14 \text{ 歳人口}) \times 0.18/100 + (15-64 \text{ 歳人口}) \times 0.29/100 + (65 \text{ 歳以上人口}) \times 0.51/100) / \text{人口} \text{ (小数点以下第八位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)}$$

b : ピーク時において 1 日あたり新たに新型コロナウイルス感染症で入院治療が必要な患者数に係る係数

算式

$$b' / 0.000165708$$

(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

$$b' : ((0-14 \text{ 歳人口}) \times 0.05/100 + (15-64 \text{ 歳人口}) \times 0.02/100 + (65 \text{ 歳以上人口}) \times 0.56/100) / \text{人口} \text{ (小数点以下第八位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)}$$

c : ピーク時において 1 日あたり新たに新型コロナウイルス感染症で重症者として治療が必要な患者数に係る係数

算式

$$c' / 0.00021228$$

(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

$$c' : ((0-14 \text{ 歳人口}) \times 0.002/100 + (15-64 \text{ 歳人口}) \times 0.001/100 + (65 \text{ 歳以上人口}) \times 0.018/100) / \text{人口} \text{ (小数点以下第八位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)}$$

α : 内閣総理大臣が別に定める乗率

C : 地方交付税法第 13 条第 4 項第 1 号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定

した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 1,700,000 人以上のもの	
1,700,000 人	1.00
1,700,000 人を超え 2,100,000 人までの数	0.27
2,100,000 人を超え 2,500,000 人までの数	0.54
2,500,000 人を超え 3,500,000 人までの数	0.61
3,500,000 人を超え 5,000,000 人までの数	0.64
5,000,000 人を超え 6,000,000 人までの数	0.58
6,000,000 人を超える数	0.48
人口が 1,700,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000 人に満たない数が 300,000 人までの数	0.89
同上 300,000 人を超え 600,000 人までの数	0.89
同上 600,000 人を超え 900,000 人までの数	0.87
同上 900,000 人を超える数	0.85

β : 内閣総理大臣が別に定める乗率

D : $(1.18 - \text{財政力指数}) \times 0.8 + 0.2$

(1.18 - 財政力指数) が零を下回る場合には、零とする。

財政力指数：地方交付税法第 14 条の規定により算定した基準財政収入額を同法第 11 条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で平成 29 年度、平成 30 年度及び令和元年度に係るものを合算したものの 3 分の 1 の数値をいう（小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。以下同じ。

都道府県分の地方単独事業に係る交付限度額総額と各都道府県の上記の算式によって算定した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を上記の算式によって算定した額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

(2) 市町村

下記の算式により算定した額とする（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）。

算式

$$4,800 \text{ 円} \times \text{人口} \times (0.3 \times A \times B \times \alpha + 0.7 \times C \times \beta) \times D$$

人口：国勢調査令によって調査した平成 27 年 10 月 1 日現在における当該市町村の人口をいう。ただし、普通交付税に関する省令附則第 21 条の規定が適用される団体については、適用後の人口をいう。

算式の符号

A：次の表の市町村区分に対応する率

市 町 村 区 分	率
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）により、特定警戒都道府県とされた都道府県の区域内の市町村	1.2
都道府県人口に占める新型コロナウイルス感染症の感染者数の割合が全国人口に占める感染者数の割合を超えた都道府県の区域内の市町村	1.1
その他の都道府県の区域内の市町村	1.0

B：次の表の市町村区分に対応する率

市 町 村 区 分	率
保健所設置市（地域保健法施行令（昭和二十三年政令第七十七号）第一条に定める市をいう。）及び特別区	1.2
その他の市町村	1.0

α ：内閣総理大臣が別に定める乗率

C：地方交付税法第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 100,000 人以上のもの	
100,000 人	1.00
100,000 人を超え 250,000 人までの数	0.75
250,000 人を超え 400,000 人までの数	0.66
400,000 人を超え 1,000,000 人までの数	0.52
1,000,000 人を超える数	0.51
人口が 100,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000 人に満たない数が 70,000 人までの数	0.11
同上 70,000 人を超え 80,000 人までの数	0.13
同上 80,000 人を超え 88,000 人までの数	0.18
同上 88,000 人を超え 92,000 人までの数	0.15
同上 92,000 人を超え 96,000 人までの数	-0.45
同上 96,000 人を超える数	-1.67

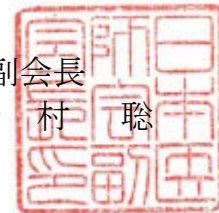
β ：内閣総理大臣が別に定める乗率

D： $(1.20 - \text{財政力指数}) \times 0.8 + 0.2$
 $(1.20 - \text{財政力指数})$ が零を下回る場合には、零とする。

市町村分の地方単独事業に係る交付限度額総額と各市町村の上記の算式によって算定した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を上記の算式によって算定した額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

日本医師会副会長
今 村 聡



新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（案）について（情報提供）

今般、厚生労働省より、現在、国会において審議中である令和2年度補正予算案に係る新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（案）に関する情報提供がありました。

本交付金案は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要な医療提供体制の整備等について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施できるよう、包括的に支援するために創設される予定のものです。具体的な事業メニューとして13の事業等が示されており、既に一部の地域医師会で取り組みを頂いております。JMATでの医療チーム派遣の必要経費や、宿泊療養施設での各種経費についても明示されておりますことにご留意頂きたく存じます。

また、交付金案は、公費2,972億円であり、都道府県の負担する部分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により措置する方向で検討中とのことです。なお、都道府県から国への事業実施計画ののちに交付が決定されますが、4月に遡及して適用の予定とのことです。

つきましては、貴会におかれましても、今後の都道府県行政との調整に向けて、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係機関等への周知につき、ご高配のほどお願い申し上げます。

事業内容

新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要な医療提供体制の整備等について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することができるよう、都道府県の取組を包括的に支援するための交付金を創設する。

【令和2年度補正予算案】公費2,972億円、うち国費1,490億円

【国と地方の負担割合】国1/2、都道府県1/2（市区町村事業は間接補助(国1/2、都道府県1/2)の対象）

※：1/2の都道府県負担は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(内閣府:1兆円)により措置する方向で検討

※：補正予算成立後、本年4月に遡って適用

事業メニュー

- ・入院患者を受け入れる病床の確保、消毒等の支援
- ・入院医療機関における人工呼吸器、体外式膜型人工肺（ECMO）、個人防護具、簡易陰圧装置、簡易病室等の設備整備
- ・重症患者に対応できる医師、看護師等の入院医療機関への派遣
- ・DMAT・DPAT等の医療チームの派遣
- ・医師が感染した場合の代替医師の確保
- ・帰国者・接触者外来等におけるHEPAフィルター付き空気清浄機、HEPAフィルター付きパーテーション、個人防護具、簡易診療室等の設備整備
- ・新型コロナウイルス感染症対応に伴う救急医療等地域医療体制の継続支援、休業等となった医療機関の再開等支援
- ・外国人が医療機関を適切に受診できる環境の整備
- ・軽症者の療養体制の確保、自宅療養者の情報通信によるフォローアップ
- ・帰国者・接触者相談センターなど都道府県等における相談窓口の設置
- ・患者搬送コーディネーター配置、広域患者搬送体制、ドクターヘリ等による搬送体制の整備
- ・都道府県における感染症対策に係る専門家の派遣体制の整備
- ・地方衛生研究所等におけるPCR検査機器等の整備

等

新型コロナウイルス感染症対策事業

- ・ 入院患者を受け入れる病床の確保、消毒等の支援
- ・ 軽症者の療養体制の確保、自宅療養者の情報通信によるフォローアップ

事業目的

- 新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保等について支援を行うことにより、公衆衛生の向上を図る。

事業内容

- ① 新型コロナウイルス感染症患者等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等に基づき当該患者を入院させるに当たって、病床確保、消毒、搬送等を行うとともに、新型コロナウイルス感染症患者を診察した医療機関において、消毒等を行う。
- ② 新型コロナウイルス感染症患者等であって、高齢者や基礎疾患を有する者など以外の方で、症状がない又は医学的に症状が軽い方（以下「軽症者等」という。）について、自宅療養及び宿泊療養を行う場合、健康管理、宿泊療養が可能な施設等の確保、宿泊施設における運営等を行う。

対象経費

- ① 病床確保に係る経費、消毒費、搬送費 等
- ② 健康管理に係る経費、宿泊療養のための借上げ費及び運営費、食事提供費 等

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業

- ・ 入院医療機関における人工呼吸器、個人防護具、簡易陰圧装置、体外式膜型人工肺（ECMO）、簡易病室等の設備整備

事業目的

- 新型コロナウイルス感染症について、国は都道府県に対し、必要に応じて適切な医療の提供を確保するよう依頼しているところである。
- これに基づき都道府県が確保した、新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療を提供する医療機関（以下「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関」という。）において、入院患者に対する医療を提供する中で病床及び医療資器材の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくならないようにするため、必要な病床及び医療資器材等についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図る。

事業内容

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関の設備整備を支援する。

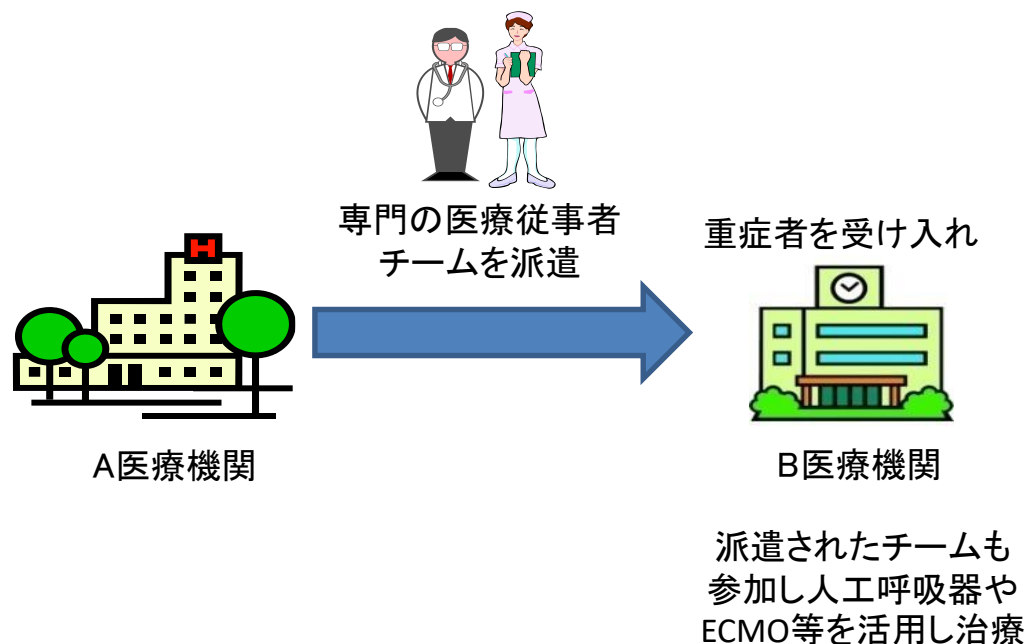
整備対象設備

- 人工呼吸器及び付帯する備品
- 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）
- 簡易陰圧装置
- 簡易ベッド
- 体外式膜型人工肺（ECMO）及び付帯する備品
- 簡易病室及び付帯する備品

重症者に対応できる医師、看護師等の入院医療機関への派遣

- 重症者に対して専門性が高い医療機器(人工呼吸器やECMO等)による治療を行える人材は限られている中で、重症者に対応可能な体制を確保するため、専門の医療従事者チームを重症者の治療を行う入院医療機関に派遣するために必要な経費を支援する。

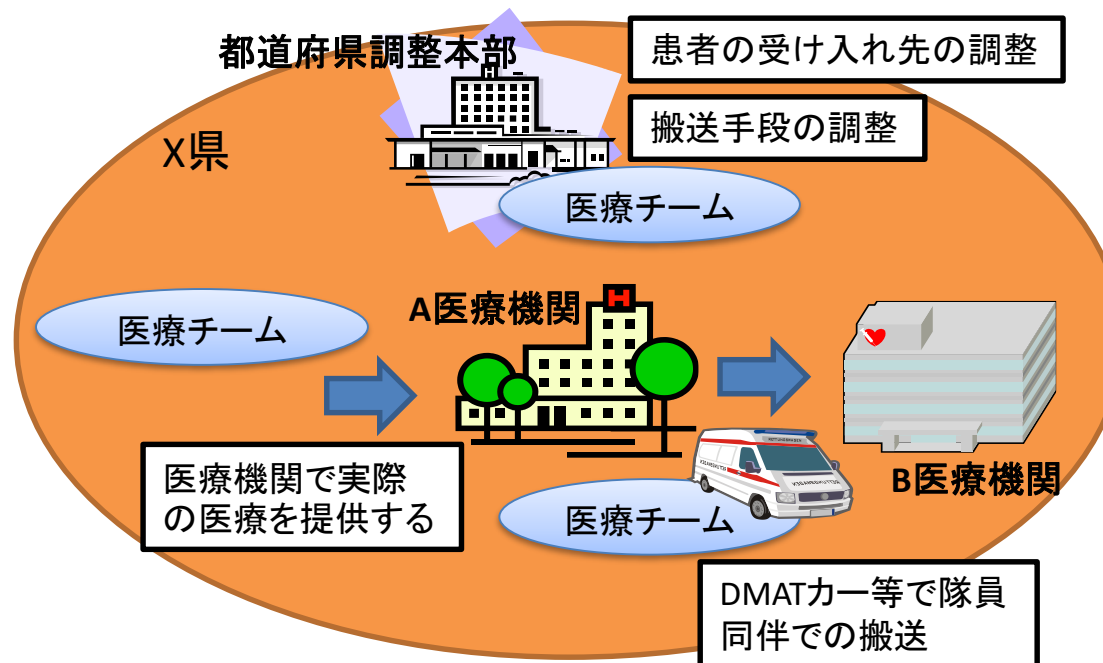
対象経費: 派遣後の診療体制を構築するための経費、派遣する医師等の旅費・宿泊費等



DMAT・DPAT等の医療チームの派遣

- 新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合に、地域の医療提供体制を確保するため、都道府県がDMAT・DPAT等の医療チームを派遣し医療支援活動等を行うために必要な経費を支援する。

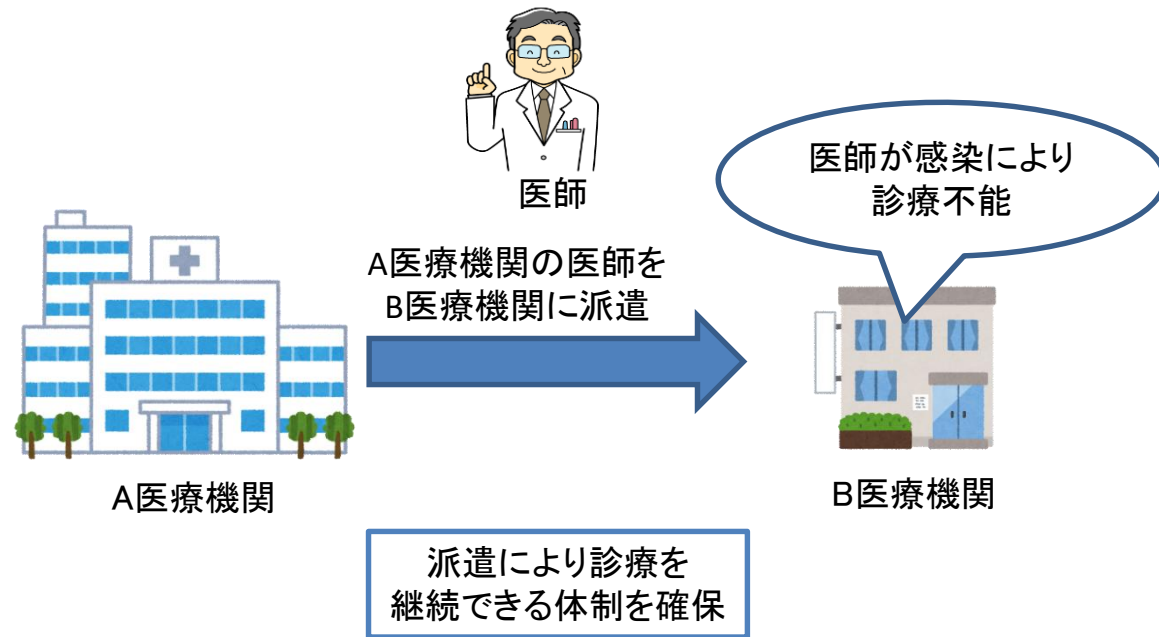
対象経費：医療チームにおける医師等への謝金、医療チーム派遣旅費、医療チームの活動に必要な経費



医師が感染した場合の代替医師の確保

- 医師が新型コロナウイルスに感染して診療することができなくなった場合でも、引き続き必要な医師を確保できるよう、他の医療機関が医師派遣を行うために必要な経費を支援する。

対象経費：派遣後の診療体制を構築するための経費、派遣する医師の旅費・宿泊費等



帰国者・接触者外来等設備整備事業

・帰国者・接触者外来等におけるHEPAフィルター付き空気清浄機、HEPAフィルター付きパーテーション、個人防護具、簡易診療室等の設備整備

事業目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、疑い例を診察する帰国者・接触者外来等を設置することにより、国民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止する。

事業内容

帰国者・接触者外来等の設備整備を支援する。

整備対象設備

- HEPAフィルター付き空気清浄機
- HEPAフィルター付きパーテーション
- 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）
- 簡易ベッド
- 簡易診療室及び付帯する備品

新型コロナウイルス感染症対応に伴う救急医療等地域医療体制の継続支援

○ 新型コロナウイルス感染症患者が増加した場合において、地域で維持する必要がある医療機能を継続するため、自院の医師等の医療従事者を派遣する医療機関に対して所要の費用を支援する。

- ・ 新型コロナウイルス対応のために厳しい診療状況となっている次に掲げる医療機関(派遣先)に、都道府県の定める計画に基づき、都道府県の登録を受けた医師等を派遣する医療機関に対して、一定の要件を満たす場合、医師等の派遣に要する費用を派遣実績に応じて支給する。

派遣先:救命救急センター、二次救急医療機関、へき地医療拠点病院、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院

※ 新型コロナウイルス対応に従事することにより、派遣先において地域で維持する必要がある医療機能に従事できない医師等の数を上限

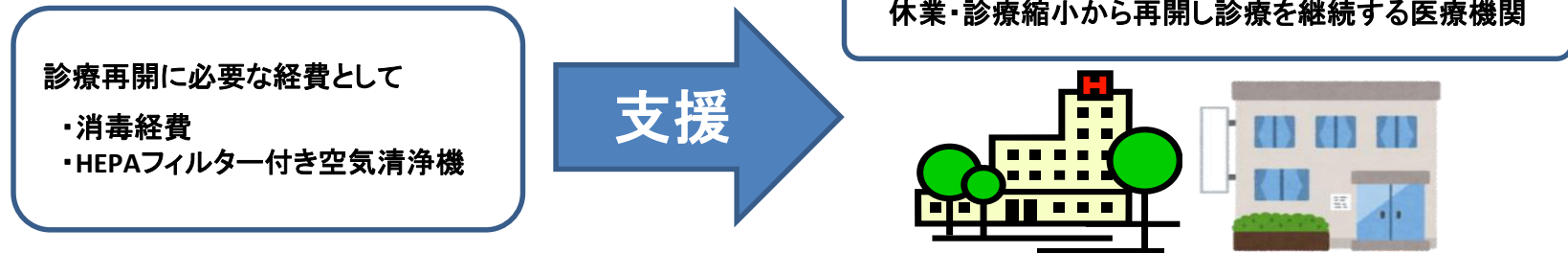
対象経費:派遣後の診療体制を構築するための経費、派遣する医師等の旅費・宿泊費等



休業等となった医療機関の再開等支援

- 新型コロナウイルス感染により、休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関に対して、診療の再開・継続に必要な消毒経費等を支援する。

対象経費：診療再開に必要な消毒経費、HEPAフィルター付き空気清浄機に要する経費



外国人が医療機関を適切に受診できる環境の整備

○ 新型コロナウイルス感染症疑いのある外国人が医療機関を適切に受診できるよう、多言語案内を行うための看板や電光掲示板等を設置するために必要な経費を支援する。

- 新型コロナウイルス感染症疑いのある外国人について、他疾患の患者と接触しないように設けられた動線に確実に誘導するとともに、院内感染防止上必要な情報を提供するため、多言語の看板や電光掲示板等を医療機関内の以下の場所に整備する。
- ・ 医療機関の入口等、患者が医療機関を訪れる際にはじめに立ち寄る場所
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の疑い患者が待機する場所

対象経費：多言語の看板や電光掲示板等の整備経費

対象医療機関：外国人を受け入れる拠点的な医療機関であり、かつ、感染症指定医療機関や、帰国者・接触者外来設置医療機関又はその予定がある医療機関等の要件を満たす医療機関

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業

〔・帰国者・接触者相談センターなど都道府県等における相談窓口の設置〕

事業内容

帰国者・接触者相談センターなど新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口の設置について支援を行うことにより、公衆衛生の向上を図る。

事業内容

帰国者・接触者相談センターなど新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口を設置する。

※対象施設は、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和2年2月1日厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡）に基づき設置された帰国者・接触者相談センター及びこれに準じて今般の新型コロナウイルス感染症に対応するために新たに設置した相談窓口とする。

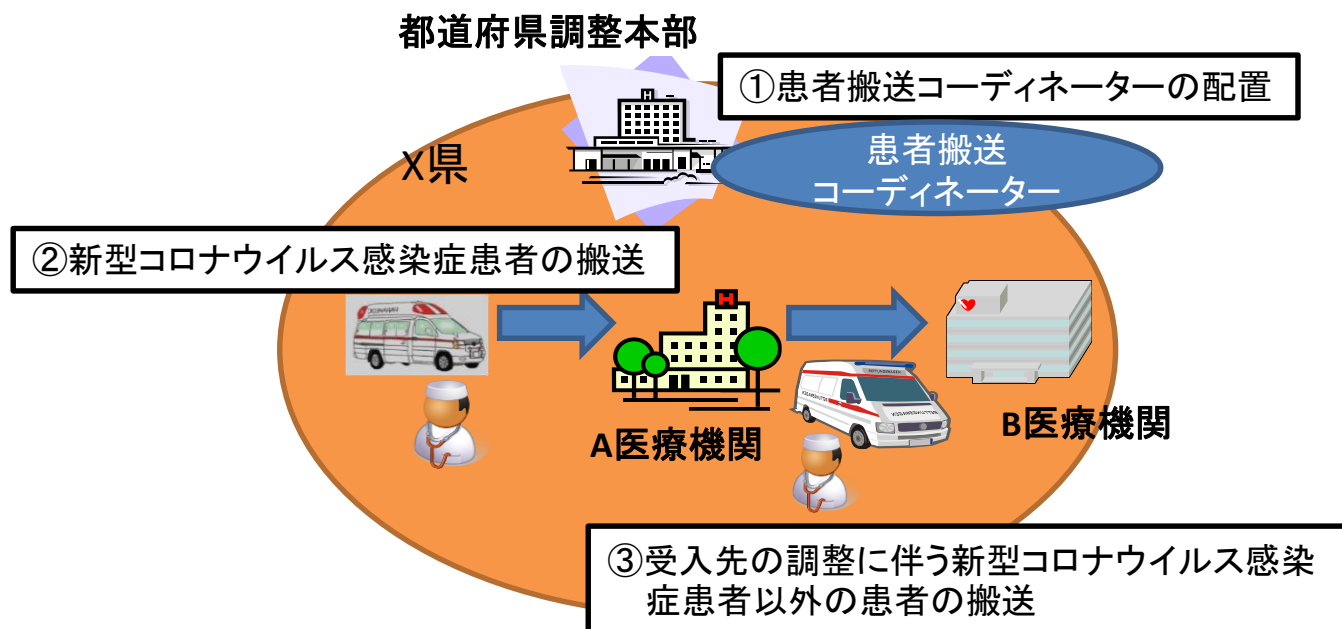
対象経費

賃金、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 等

- 新型コロナウイルス感染症患者の受入先の調整、患者搬送を円滑に行うことができるよう、都道府県調整本部に「患者搬送コーディネーター」を配置するために必要な経費、患者搬送に必要な経費、当該搬送に同乗する医師等に係る経費を支援する。
- 新型コロナウイルス感染症患者のヘリコプター搬送を行うため、感染防止に必要な資材等の整備に必要な経費を支援する。

対象経費：患者搬送コーディネーター配置に必要な経費、患者搬送に必要な経費、当該搬送に同乗する医師等に係る経費

対象経費：ヘリコプターの感染防止に必要な資材導入費、感染防止に必要な交換用消耗品購入費



感染症対策専門家派遣等事業

〔 ・ 都道府県における感染症対策に係る専門家の派遣体制の整備 〕

事業目的

- 新型コロナウイルス感染症の小規模患者クラスター（集団）が一部地域で発生するなど早急に感染拡大防止対策を講じる必要が生じた場合に、感染症対策に係る専門家の派遣や、専門家等の下で現場での活動を行うための情報共有や意見交換等を行う。

事業内容

- 感染症が発生した場合に、感染地域における感染拡大を防止するため、速やかに外部から感染症対策に係る専門家を派遣できる体制を構築する。
- 感染症対策に係る専門家等の下で、現場での活動を行うための情報共有や意見交換を行い、必要に応じて助言等の技術的支援を行う。

対象経費

賃金、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 等

感染症検査機関等設備整備事業

〔 地方衛生研究所等におけるPCR検査機器等の整備 〕

事業目的

- 新型コロナウイルス感染症の検査については、国立感染症研究所や検疫所のみならず、地方衛生研究所、民間検査機関等において実施されており、検査を必要な患者が確実に検査を受けられるよう体制を整備している。
- 地方衛生研究所、民間検査機関等における検査機器の導入を支援することにより、新型コロナウイルス感染症の検査体制を強化することを目的とする。



事業内容

- 感染症法第15条第4項の規定により都道府県、保健所設置市及び特別区が行う検査に必要な設備を整備する。
- 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関が行う設備整備を支援する。

整備対象設備

- 次世代シーケンサー
- リアルタイムPCR装置
- 等温遺伝子増幅装置

都道府県への交付スケジュール(案)

	国	都道府県
4月	<p>4/7 補正予算案の閣議決定</p> <p>4/20 補正予算案の変更の閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補正予算の成立? ・交付要綱の発出 	<ul style="list-style-type: none"> ・(都道府県によって)補正予算の専決処分
5月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 事業実施計画案の事前相談 (メール、電話等) </div> 	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 5月末 事業実施計画の提出、交付申請の締切り </div>	
6月	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 6月中 交付決定 </div>	
	<p>(参考)新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年4月20日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の拡大やワクチン等の開発状況等を踏まえ、更なる対応が必要となる場合には、別途措置する「新型コロナウイルス感染症対策予備費(仮称)」を活用して上記交付金(注:新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(仮称))を増額するなど、必要な措置を速やかに講ずる。 	